

臨床医学委員会感覚器分科会の設置について

分科会等名： 臨床医学委員会 感覚器分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、 主体となる委員会に○印を付ける。)	臨床医学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員または連携会員
3	設置目的	<p>現代社会では、各種情報の重要性が日々に増大しており、視聴覚を中心とする情報交換にかかわる能力の低下が、当該個人や当人を取り巻く社会に種々の不利益をもたらしている。視聴覚を中心とする感覚器障害を予防したり効率よく治療したりする事や感覚器障害者を如何に社会に取り込み共生するかなどは現代社会の最も重要な課題の一つであると認識されている。しかし、感覚器疾患の標準的医療がまだ十分に確立されたとは言い難く、理想的で無駄のない治療が行われる体制を作る必要がある。また、その臨床展開の基となる研究の緊急性、重要性に優先順位をつけ、専門内専門化した分野が互いに協調できるようにする必要がある。また、我が国の感覚器障害者に対するバリアフリー化が不十分であること等からも分かるように、感覚器障害者の社会適合を推し進めるための具体的提言が必要とされている。最近、とみに多様化、細分化している感覚器医学・医療に関する分野を俯瞰しながら、関係者の協調を計り、ひいては感覚器障害を克服し、感覚器障害者の支援を行う為に、本分科会を設置したい。</p>
4	審議事項	<p>(1) 感覚器障害の克服と支援 (2) 感覚器医学の普及と振興</p>
5	設置期間	年 月 日～ 年 月 日 / (常設)
6	備考	